## 金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について

平成20年 2月27日 証券会員制法人 札幌証券取引所

項目	内容	備考
I. 趣旨	平成20年4月より、「証券取引法等の一部を改正する法律」(「金融商品取引法」	
	(以下「金商法」という。)を含む。)(平成18年法律第65号)及び「証券取引	
	法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成1	
	8年法律第66号)の施行に伴い、四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入さ	
	れることなどに伴い、上場制度について所要の整備を行うこととします。	
	さらに、上場規則の実効性確保に係る対応として、上場廃止基準に抵触しない程	
	度の重大な上場規則違反が認められた上場会社の継続管理をより充実させる観点	
	から、本則市場及びアンビシャスとは市場表示を分離した「特設注意市場」を新設	
	するとともに、投資者へ上場銘柄の状況を分かりやすく周知する観点から、現行の	
	「監理ポスト」等の呼称を見直すなどの対応を図ります。	
	加えて、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」	
	の進め方の中で第一段階として掲げた事項について対応を図ることとするなど、所	
	要の改正を行うこととします。	
Ⅱ. 改正概要		※「中間期」の概念を「四半期」の概念で
1. 金商法における四半期		置き換える(例えば、半期報告書を四半
報告制度の導入に伴う		期報告書に、中間財務諸表等(銀行業・
対応		保険業などの特定事業会社に係るもの
		を除く。)を四半期財務諸表等に置き換
		える。)ような形で上場制度を整備する

項目	内容	備考
		ものです。 ・平成20年4月1日以後に開始する事業 年度から適用します。
(1)「有価証券報告書等」の定義の見直し	・上場制度上の「有価証券報告書等」の定義に、四半期報告書を含めることとします。	※例えば、新規上場や上場廃止の審査対象 としている「虚偽記載」(株券上場審査 基準第4条第1項第7号)の範囲とし て、従来の半期報告書に代えて四半期報 告書が含まれることとなります。
(2)新規上場申請者の 提出書類の見直し	・新規上場申請者は「上場申請のための四半期報告書」(当該書類に添付すべき四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を含む。)を提出することとします。	※従来提出していた「上場申請のための半期報告書」、「四半期財務・業績の概況を記載した書面」(アンビシャス)に代わるものです。
(3) 適時開示の取扱い	・上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。 <ul><li>a 四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合</li><li>b 四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合</li></ul>	※現行、半期報告書について同様の適時開示を求めています。
(4) 四半期財務諸表等 への否定的結論等 に対する取扱い	・四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書における否定的結論や結論の 不表明に対する上場制度上の取扱いは、現行の監査報告書における取扱いと同様と します。	※現行、監査報告書における不適正意見や 意見の不表明についてはその影響が重 大である場合に上場廃止となります。
(5)四半期報告書の提	・四半期報告書(四半期レビュー報告書を含む。)の提出遅延に対する上場制度上の	・提出初年度における監理ポスト割当て及

項	目	内容	備考
出遅延~	への対応	取扱いは、現行の有価証券報告書等における取扱いと同様とします。	び整理ポスト割当てについては実務の 状況を勘案して、割当に係る期限からそ れぞれ15日延長して適用することと します。
会社の	ごシャス上場 四半期レビ 続に係る規 上	・アンビシャス上場会社が四半期財務・業績の概況を開示する際の四半期財務諸表等 について実施している、本所が定める「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基 準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続に係る規定を廃止します。	※金商法において四半期財務諸表等について公認会計士等による監査証明を義務付ける規定等が整備されることに伴い対応するものです。
に伴う <sup>x</sup> (1)新規」	制度の導入	・国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部 統制報告書及び内部統制監査報告書並びに当該報告書に準じた書類の提出を求め ないこととします。ただし、新規上場申請者の発行する株券が国内の他の金融商品 取引所に上場している場合には、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制 監査報告書を提出することとし、当該書類において、経営者が評価結果を表明でき ない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、申請不受理事由とします。	・平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。 ・市場変更審査の中でも同様の対応を図ることとします。
(2)適時開	見示の取扱い	・上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。 a 内部統制報告書において、「重要な欠陥」又は「評価不実施」の記載を行なうことを決定した場合 b 内部統制監査報告書において、「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行なわれた場合	※上場会社が内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出する際に広く周知し、財務報告に係る内部統制の継続的な改善努力を促すことを目的として対応するものです。

項目	内容	備考
		※内部統制報告書における「重要な欠陥」
		が、財務諸表の虚偽記載に直接結びつく
		ものではないことを踏まえ、内部統制報
		告書及び内部統制監査報告書の記載内
		容をもって、直ちに上場廃止審査の対象
		にはしないこととします。
3. 金商法における有価証	・上場会社に対する有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出に関する規定を	※金商法において、有価証券報告書等の記
券報告書等の記載内容	廃止します。	載内容に係る確認書の提出が義務化さ
に係る確認書の提出義		れることに伴い、上場制度において確認
務化に伴う対応		書の提出を求める規定が不要となるこ
		とによる改正です。
		・平成20年4月1日以後に開始する事業
		年度から適用します。
		・上場承認時の提出書類である「上場申請
		のための有価証券報告書」等の記載内容
		に係る確認書については、現行の取扱い
		どおりとします。
4. 有価証券報告書等の提	・有価証券報告書又は四半期報告書(これらに添付すべき監査報告書等を含む。以下	※現行、法定期限から8日を経過した時点
出遅延への対応	同じ。)が、原則として、法定期限までに内閣総理大臣等に提出されなかった場合	を基準に上場廃止のおそれがあるかど
	又は提出できる見込みのない旨の開示を当該法定期限までに行っている場合には、	うかを判断しておりますが、現在の実務
	上場廃止のおそれがあるものとして取り扱うこととします。	では迅速な提出状況の確認が可能であ
		ることから見直すものです。
	・有価証券報告書又は四半期報告書を法定期限経過後1か月以内に内閣総理大臣等に	※現行は、特段の例外規定を設けていませ

項目	内容	備考
	提出しなかった場合に上場廃止とする規定について、本所が別に定める場合については当該期間を3か月に延長することとします。	・「本所が別に定める場合」とは、天災地 変等、上場会社の責めに帰すべからざる 事由によるものである場合をいうもの
		とします。
5. 特設注意市場銘柄の指定等	・上場会社が以下のいずれかに該当して上場廃止のおそれが生じたものの、審査の結果、影響が重大とはいえないと認められ上場廃止に至らない場合において、内部管理体制等について改善を求める必要性が高いと認めるときは、投資者へ注意喚起する観点から、本則市場及びアンビシャスとは市場表示を分離した、特設注意市場に指定することができるものとします。  a 有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合  b 財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合  c 上場契約等について違反を行った場合  d その他公益又は投資者保護の観点から上場廃止のおそれがある場合	・「虚偽記載」とは、株券上場審査基準の 取扱い2.(7)aに規定する「虚偽記載」 をいいます。
	・特設注意市場へ指定された上場会社は、指定から1年経過後速やかに内部管理体制等の状況について記載した書面(以下「内部管理体制確認書」という。)を提出するものとします。	・内部管理体制確認書は、「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた項目で構成するものとします。
	・内部管理体制確認書の内容等に照らして、特段の問題が認められない場合には、特 設注意市場からの指定の解除を行うものとします(引き続き問題が認められる場合 には、毎年、内部管理体制確認書を提出するものとし、本所において指定の解除に 係る確認を行います。)。	・指定の解除にあたっては、内部管理体制 確認書の内容のほか、適時開示規則の尊 守状況その他の事情を勘案することと します。

項目	内容	備考
	・特設注意市場への指定が継続している銘柄については、内部管理体制確認書の提出が3回目となる場合で、当該確認書の内容等に引き続き問題が認められるときは、 上場廃止するものとします。	
6. 監理ポスト及び整理ポストの呼称の見直し	・現行、上場銘柄の「監理ポスト」への割当てについて、割当て事由の内容に基づき、 以下のとおり呼称を変更することとします。	※現行の「監理ポスト」及び「整理ポスト」 制度の基本的な機能を変更するもので はなく、投資者へ上場銘柄の状況を分か
	a 以下の上場廃止事由への該当のおそれがあるものとして実質的に当該状況を本所が審査中である銘柄を対象に「監理銘柄【審査中】」へ指定することとします。 (a) 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合 (b) 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合 (c) 上場会社が上場契約等について重大な違反を行った場合 (d) 前(a) から(c) までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合  b 前 a に掲げる事由以外の上場廃止事由への該当のおそれがあるものとして形式的に当該状況を確認中である銘柄を対象に「監理銘柄【確認中】」へ指定することとします。 ・現行の整理ポスト制度においても呼称を変更し「整理ポスト」割当てを行う上場銘柄については、「整理銘柄」へ指定することとします。	です。

項目	内容	備考
7. 売買単位の集約に向け	・新規上場の際(他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグリーンシート銘柄が	・平成20年4月1日以後に行なわれる新
た対応	本所に上場する場合を除く。)には、単元株式数が100株であることを求めるこ	規上場申請から適用します。
	ととします。	
	・上場会社が、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を10	・平成20年4月1日以後に行なわれる上
	0株とすることを求めることとします。	場会社の発行する普通株式に係る決議
		から適用します。
8. その他	・その他所要の改正を行なうものとします。	
Ⅲ. 実施日	平成20年4月を目途に実施します。	

以上